



平成 27 年度 短期大学機関別認証評価

評価結果報告書

平成 28 年 3 月 8 日

公益財団法人 日本高等教育評価機構

巻 頭 言

日本高等教育評価機構（以下、評価機構）は、平成 16(2004)年に私立大学などに対して第三者評価を実施する財団法人として発足し、平成 17(2005)年に大学機関別認証評価機関、平成 21(2009)年に短期大学機関別認証評価機関、平成 22(2010)年にファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価機関としてそれぞれ文部科学大臣から認証を受けました。更に、公益法人改革関連法に基づき、内閣総理大臣から公益財団法人の認定を受け「公益財団法人 日本高等教育評価機構」として平成 24(2012)年 4 月 1 日に新たな出発をしました。

大学等の機関別認証評価は、国の定める 7 年に一度の最初のサイクルが終わり、第 2 サイクルを迎えています。

評価機構の短期大学機関別認証評価では、各短期大学の自主的な質保証の充実を支援し、広く社会の支持が得られるよう、各短期大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進することを目的とし、①短期大学の教育活動の状況を中心に、個性・特色に配慮した評価を行うこと②短期大学の改革・改善に資し、教職員を主体とした有識者によるピア・レビューを中心に評価を行うこと③短期大学が作成する自己点検評価書及びエビデンスに基づき、短期大学とのコミュニケーションを重視しながら評価を行うことなどを主な特徴としています。

平成 27(2015)年度は、2 短期大学の認証評価の申請を受理し、提出された自己点検評価書及び関連資料に基づき、書面調査及び実地調査を行いました。その後、調査結果について大学からの意見申立てを受付け、短期大学評価判定委員会において最終的な判定を行った上で「評価結果報告書」をまとめ、平成 28(2016)年 3 月 8 日の評価機構理事会の承認を得て、公表することとなりました。

今後、短期大学機関別認証評価に加え、大学及び専門職大学院の認証評価の実施を通して、真に高等教育の発展に寄与できる評価を目指し、更に研さんしていく所存です。ご支援とご指導のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

最後に、各短期大学の関係者、担当評価員、また、日本私立大学協会及び同附置私学高等教育研究所など、ご協力いただきました多くの方々に衷心より御礼申し上げます。

平成 28(2016)年 3 月
公益財団法人 日本高等教育評価機構
理事長 黒田 壽二

目 次

I	平成 27 年度 短期大学機関別認証評価について	
1	評価機構の概要	7
2	目的	7
3	評価実施短期大学	7
4	評価体制	7
5	経過	8
6	評価結果の概要	10
7	改善報告等の審査結果の概要	10
	公益財団法人日本高等教育評価機構短期大学評価の判定に関する細則	11
	組織図	13
	短期大学評価判定委員会委員名簿	13
	評価員名簿	14
II	平成 27 年度 短期大学機関別認証評価 評価結果	
1	東海学院大学短期大学部	17
2	びわこ学院大学短期大学部	35

I 平成 27 年度 短期大学機関別認証評価について

1 評価機構の概要

評価機構は、日本の私立大学の約7割が加盟する日本私立大学協会を母体として設立された機関です。日本私立大学協会は、平成12(2000)年4月に附置機関である私学高等教育研究所を設立し、主として私立大学の立場から大学評価システムの具体的なあり方に関する研究を行ってきました。その結果、私立大学の規模と多様性に対応できる柔軟かつ弾力的な評価システムが必要との基本的認識を得て、個々の大学の特性に配慮した評価を実施する認証評価機関の設立を決議し、平成16(2004)年に、文部科学大臣から財団法人として設立の許可を得ました。その後、認証評価機関として必要な条件を整え、翌平成17(2005)年には文部科学大臣から大学の評価を行う認証評価機関として認証を受けました。また、平成21(2009)年に短期大学の認証評価機関として、平成22(2010)年にはファッション・ビジネス分野の専門職大学院の認証評価機関として認証を受けました。さらに、平成24(2012)年4月1日には公益法人改革関連法に基づき、内閣総理大臣から公益財団法人の認定を受けました。

評価機構は平成28(2016)年3月1日現在、9短期大学と332大学が会員となっています。

2 目的

評価機構が、短期大学からの要請に応じて行う評価は、我が国の短期大学の発展に寄与するために、以下のことを目的として評価を行います。

- (1) 各短期大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める「短大評価基準」に基づき、教育研究活動等の総合的な状況の評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各短期大学の自主的な質保証の充実を支援すること。
- (2) 各短期大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるよう支援すること。
- (3) 各短期大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各短期大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。

3 評価実施短期大学

平成27(2015)年度は、2短期大学の認証評価を実施しました。短期大学名は以下のとおりです。

(1) 認証評価（2短期大学）

1. 東海学院大学短期大学部
2. びわこ学院大学短期大学部

4 評価体制

評価を実施するに当たっては、公私立短期大学及び国公立大学の関係者並びに社会、

経済、文化等各方面の有識者で構成する「短期大学評価判定委員会」（以下「判定委員会」という）のもとに、評価員で構成する評価チームを編制しました。評価員は、国公立大学・短期大学及びその他の関係機関の長から推薦され、登録された者の中から申請短期大学の教育研究分野や地域性などを勘案して選出しました。平成 27(2015)年度認証評価は、10 人の判定委員会委員と 8 人の評価員の体制で実施しました。（判定に関する細則、組織図、判定委員会委員名簿、評価員名簿は 11 ページ以降を参照）。

5 経過

(1) 書面調査の開始

評価チームの評価員は、評価機構の定める四つの「基準」等に基づき、短期大学から提出された自己点検評価書の検討・分析などを行い、所見や質問、確認事項、コメントを作成し、評価機構へ提出しました。

(2) 第 1 回評価員会議の開催

とりまとめたコメントをもとに、短期大学ごとに第 1 回評価員会議を開催し、評価員の役割分担を決定しました。その後、評価員は担当基準の書面調査の結果をまとめました。

(3) 実地調査と第 2、3、4 回評価員会議の開催

書面調査の結果をもとに実地調査を実施しました。書面調査の過程で生じた疑問点などを確認することを主な目的として短期大学関係者と面談を行い、自己点検評価書では確認ができなかった事項（施設設備や実地でしか閲覧できない資料など）について、適宜調査を行いました。同時に、学生などとの面談も実施しました。

実地調査期間中に、第 2、3、4 回評価員会議を開催し、評価員間で情報の共有や意見交換を行いました。

(4) 「調査報告書案」の作成（評価チーム）と第 5 回評価員会議の開催

書面調査と実地調査の結果を踏まえ、評価チームは「調査報告書案」を作成し、第 5 回評価員会議においてとりまとめました。

(5) 「調査報告書案」に対する意見申立ての受け付け

評価チームが作成した「調査報告書案」を短期大学に送付し、意見申立てを受け付けました。

その結果、2 短期大学中 1 短期大学から意見申立てがありました。

(6) 判定委員会における認証評価の判定と「評価報告書案」の作成

評価チームより提出された「調査報告書案」と、短期大学から提出された意見申立ての内容を踏まえて判定を行い、「評価報告書案」を作成しました。

(7) 「評価報告書案」等に対する意見申立ての実施

判定委員会が作成した「評価報告書案」を短期大学へ送付し、同報告書案に対する意見申立てを受付けました。

その結果、2短期大学中1短期大学から意見申立てがありました。

(8) 判定委員会における評価結果の確定

評価結果を確定しました。

(9) 理事会における承認

平成28(2016)年3月8日の理事会において、判定委員会から提出された「評価結果報告書案」が承認され、評価結果が決定しました。

(10) 通知・公表

評価結果を短期大学へ通知するとともに、文部科学大臣へ報告し、刊行物及びホームページ等を通じて社会に公表します。

認証評価の経過一覧

年月日	実施項目
平成26(2014)年7月末	平成27年度 短期大学機関別認証評価 申請書を受理
9月9日	平成27年度 短期大学機関別認証評価 責任者説明会を開催
9月16日	平成27年度 短期大学機関別認証評価 自己評価担当者説明会を開催
11月28日	短期大学へ実地調査日程の通知
平成27(2015)年6月5日	第1回短期大学評価判定委員会開催(認証評価を担当する評価員の承認等)
5月21日	短期大学へ評価員の通知
~6月末	自己点検評価書を受理 即日、評価チームに送付し、書面調査を開始
7月2日・3日	平成27年度 短期大学機関別認証評価 評価員セミナーの開催
7月下旬~9月上旬	第1回評価員会議開催※
8月中旬~9月中旬	「書面質問と依頼事項」を短期大学へ送付
8月下旬~10月中旬	短期大学から「書面質問と依頼事項」に対する回答を受理
9月下旬~11月下旬	実地調査の実施※ 第2・3・4回評価員会議開催
10月下旬~12月上旬	第5回評価員会議開催※
12月2日	第2回短期大学評価判定委員会開催(改善報告書等の審査結果の承認等)
12月15日	「調査報告書案」のとりまとめ(評価チーム)
12月17日	短期大学へ「調査報告書案」を送付
~平成28(2016)年1月16日	短期大学から「調査報告書案」に対する意見申立てを受理※

2月1日	第3回短期大学評価判定委員会開催（評価の判定、「評価報告書案」のとりまとめ）
2月4日	短期大学へ「評価報告書案」を送付
～2月16日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理※
2月19日	意見申立て審査会開催
2月26日	第4回短期大学評価判定委員会開催（評価結果の確定）
3月8日	第3回理事会開催（評価結果の承認）
3月8日	短期大学へ評価結果などを送付
3月9日	文部科学大臣へ報告
3月28日	社会へ公表

※の月日は短期大学別の「評価の経過一覧」を参照

6 評価結果の概要

認証評価を実施した2短期大学は、評価機構が定める短期大学評価基準を満たしており、「適合」と判定しました。この2短期大学のうち、1短期大学に対しては平成28(2016)年4月1日から起算して3年以内に改善報告書等を当該短期大学のホームページに公表するとともに、短期大学評価判定委員長宛への提出を求めました。

「適合」とした短期大学（☆は「改善報告書」の提出を求めた短期大学）

☆東海学院大学短期大学部／びわこ学院大学短期大学部

7 改善報告等の審査結果の概要

平成26(2014)年度の認証評価において、改善報告書等の提出を条件として「適合」と判定された短期大学のうち、1短期大学から1件の改善報告を受けました。改善報告等審査会及び判定委員会において内容について審議を行いました。その結果、1短期大学の1件を「改善が認められた」とし、審査結果の詳細を短期大学に通知しました。

審査結果

※は改善報告の内容に該当する基準項目

大学名	認証評価年度	基準項目※	審査結果
大阪音楽大学短期大学部	平成26(2014)	1-2	改善が認められた

資料

公益財団法人日本高等教育評価機構短期大学評価の判定に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）の短期大学機関別認証評価に関する規程（以下「短大評価規程」という。）第10条（評価報告書案の作成）第6項の定めにより、判定に関し必要な事項を定めるものとする。

(適合)

第2条 本機構が定める短期大学評価基準（以下「短大評価基準」という。）をすべて満たしていると短期大学評価判定委員会（以下「短大判定委員会」という。）が判断した短期大学に対し、短期大学機関別認証評価結果（以下「短大評価結果」という。）を「適合」とする。

(不適合)

第3条 本機構が定める短大評価基準のうち、満たしていない短大評価基準が1つ以上あると短大判定委員会が判断した短期大学に対し、短大評価結果を「不適合」とする。

2 評価の過程において、虚偽報告や事実の隠蔽等重大な社会的倫理に反する行為が意図的に行われているなどと短大判定委員会が判断した短期大学に対し、短大評価結果を「不適合」とすることができる。

(保留)

第4条 前条第1項の短期大学のうち、短大評価結果が決定した翌年度4月1日から原則1年以内にその基準を満たすことが可能であると短大判定委員会が判断した短期大学に対し、短大評価結果を「保留」とする。

2 短大評価結果が「保留」とされた短期大学の保留期間は、原則1年間とする。

3 前項のほか、短大判定委員会の判断により、保留期間を変更することができる。

4 短大評価結果が「保留」とされた短期大学から、保留期間内に再評価の申請がなかった場合は、「不適合」とする。

(基準項目ごとの評価)

第5条 短大判定委員会は、短大評価基準の基準項目ごとの状況を勘案し、「基準項目を満たしている」又は「基準項目を満たしていない」のいずれかの評価を行い、その「理由」を記述する。

2 短期大学の自己点検評価書の内容を踏まえて、分野の特性、規模や地域性を考慮し、対象短期大学が掲げる使命・目的等に沿った制度・システムなどの整備・機能状況及び関連エビデンス等を中心に前項の評価を行うものとし、制度・システムなどの整備・機能状況により「優れた点」、「改善を要する点」、「参考意見」を記述する。

3 短期大学が独自に設定する短大評価基準の基準項目ごとの「基準項目を満たしている」

又は「基準項目を満たしていない」の評価は行わない。

(短大評価基準ごとの評価)

第6条 短大判定委員会は、短期大学の自己点検評価書の内容を踏まえて、基準項目ごとの評価の状況を勘案し、短大評価基準ごとに「基準を満たしている」、「基準を概ね満たしている」又は「基準を満たしていない」のいずれかの評価を行う。

2 全ての基準項目の要求が満たされており、かつ「改善を要する点」の指摘がない場合は、「基準を満たしている」と評価する。

3 全ての基準項目の要求が満たされているが、「改善を要する点」の指摘がある場合は、「基準を概ね満たしている」と評価する。

4 満たされていない基準項目が1つ以上ある場合は、「基準を満たしていない」と評価する。

5 短期大学が独自に設定する短大評価基準ごとの「基準を満たしている」、「基準を概ね満たしている」又は「基準を満たしていない」の評価を行わないこととし、基準ごとのコメントとして「概評」を記述する。

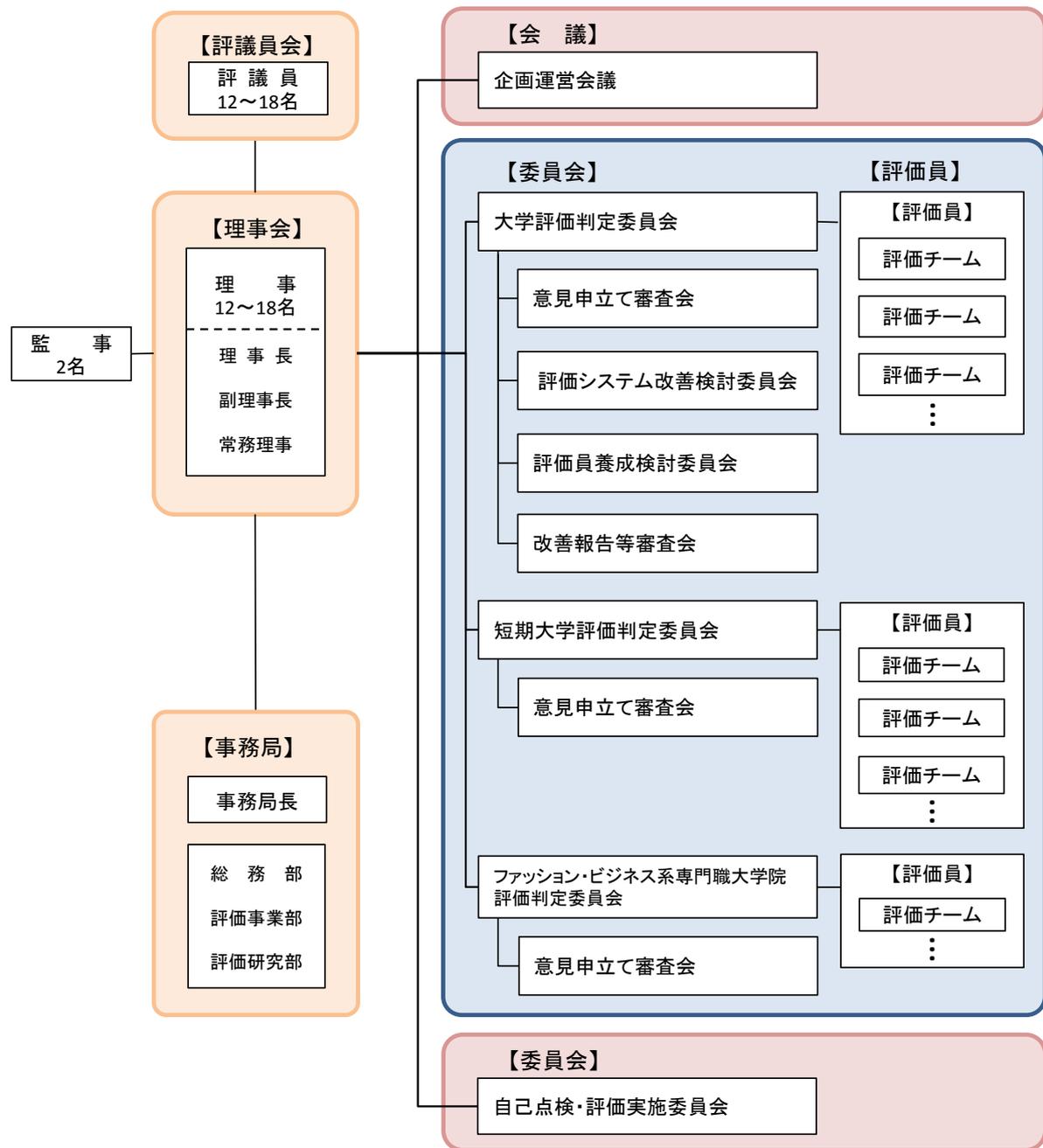
(改廃)

第7条 この細則の改廃は、短大判定委員会の議を経て理事長の承認を得るものとする。

附 則

この細則は、平成24年11月9日から施行する。

組織図



短期大学評価判定委員会委員名簿

(平成 28(2016)年 3 月現在 副委員長以外は五十音順)

役名	名前	所属機関・役職
委員長	清水 一彦	公立大学法人山梨県立大学理事長 山梨県立大学学長
副委員長	田中 義郎	学校法人桜美林学園常務理事 (国際学術連携担当) 桜美林大学大学院教授
委員	小出 龍郎	愛知学院大学教授、高等教育研究所長、短期大学部顧問

役名	名前	所属機関・役職
委員	冲永 佳史	学校法人帝京大学理事長 帝京大学学長
〃	齋藤 力夫	永和監査法人会長
〃	清水 誠	中村学園大学短期大学部名誉教授
〃	東福寺 一郎	三重短期大学 学長
〃	濱田 勝宏	学校法人文化学園理事 文化学園大学副学長
〃	早田 幸政	中央大学理工学部教授・公共政策研究科教授
〃	吉田 修	愛知産業大学経営学部教授

評価員名簿

(平成 28(2016)年 3月現在 五十音順)

名前	所属機関・役職
荒川 仁志	学校法人十文字学園（十文字学園女子大学）法人本部企画情報室長
越智 幸一	鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科教授
小股 憲明	大阪芸術大学短期大学部保育学科長、教授
齊藤 育子	西南女学院大学短期大学部短期大学部長、生活創造学科教授
笹田 哲男	兵庫大学短期大学部保育科教授
七尾 信勝	学校法人大乗淑徳学園（淑徳大学）理事、法人本部事務局長、法人総務部長
増田 貴治	学校法人東邦学園理事、法人事務局長、愛知東邦大学学長補佐、大学事務長
森田 康晴	学校法人甲子園学院（甲子園大学）法人事務局会計課長

Ⅱ 平成 27 年度 短期大学機関別認証評価 評価結果

1 東海学院大学短期大学部

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東海学院大学短期大学部は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神を「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」と明示し、学是「ひとづくり」を掲げている。教育理念を「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな人材を育成」と定めている。大学の教育研究上の目的を具体的に明示しており、幼児教育学科の教育研究上の目的も具体的に明示している。外部環境の変化に伴い、4学科のうち、食物栄養学科と介護福祉学科を四年制に改組している。学内外の環境の変化に対応するための教育の使命・目的及び教育目標の点検を毎年実施している。建学の精神、教育方針は、大学案内やホームページに掲載している。平成23(2011)年度から5か年の経営改善計画を策定している。

「基準2. 学修と教授」について

入学者受入れ方針を明示し、大学説明会、ホームページ、入学試験要項などを通して、受験関係者に周知するなど、学生確保に努めているが、収容定員が未充足の状態である。学科の教育目的に沿った教育課程編成方針を、「履修のてびき」等に明示し、幼稚園教諭・保育士の養成に必要な教育課程を体系的に編成している。中途退学者等への対応は、教員間連携体制の整備、保護者教育相談会の開催などを通して、成果を挙げている。単位認定、卒業認定の基準を学則に明示し、厳正に適用している。学生の履修状況、成績などを把握して、きめ細かい学修指導が行われている。学生生活委員会、クラス担任・副担任制、学生生活課、学生相談室、保健センターなど、学生生活の安定のための組織体制が整えられている。教員の配置は法令上の基準を満たしており、職位構成も妥当であり、教員が保持する学位も水準に達している。校地、校舎、図書館等の教育環境は、バリアフリー化が計画的に進められている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為等に基づき理事会、評議員会の役割が定められており、法人及び短期大学部の事務組織・所掌事項は規定されている。理事会は、「学校法人神谷学園寄附行為」等において規定され、ほぼ毎月の定例会及び必要に応じて臨時に開催し、使命・目的の達成に向けた意思決定が行われている。教育研究に関する審議機関としての教授会を補完する役割を担う「役職者会議」が置かれている。管理部門と教学部門間又は教職員間における相互チェックやコミュニケーションの円滑化を図る工夫がなされている。規則に基づき事務組織・職務分担を明確にしている。教職員の任用・配置に当たっては、「学校法人神谷学園 就業規則」「任用規則」等において規定され、適切に運用されている。短期大学部の管理運営上

1 東海学院大学短期大学部

の諸問題に対しては、毎月1回定期的に学長が議長となり「役職者会議」を開催し、その解決に向けた協議を行っている。会計処理は各種規則に基づき適正に行われている。

「基準4. 自己点検・評価」について

平成4(1992)年に「自己点検運営委員会規約」を制定し「自己点検運営委員会」を組織するなど、早い段階から自主的に自己点検・評価を実施する体制を構築している。

自己点検・評価は、客観性の高いエビデンスに基づき実施されている。報告書は、「学生生活調査」「授業アンケート」「保健活動年間報告」など具体的なデータに基づき作成されている。その中で発見された改善・向上が必要な事項を「役職者会議」・教授会等にフィードバックされ、改善・対応策が検討実施に移され、その結果を「役職者会議」・教授会等に報告・審議する流れとなっている。このように、全学でPDCAサイクルを回す仕組みができています。

総じて、短期大学部は使命・目的が明確に定められ、国際的視野を備えた人材の育成を行っている。財務内容も改善傾向にあるので、より一層の学生の確保に務められたい。

なお、使命・目的に基づく短期大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

建学の精神を学則に「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」と明示している。また、建学の精神をわかりやすく伝えるため、学是「ひとづくり」を掲げている。教育理念を「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くしてしなやかな人材を育成」と定めている。

建学の精神、教育理念を踏まえた使命・目的及び教育目的は、学則に明示されているとともに、大学案内、ホームページなどにおいても明確かつ簡潔に文章化されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1 東海学院大学短期大学部

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

短期大学部の教育研究上の目的を学則において職業教育に重点を置く高等教育を施すとし、幼児教育学科の教育研究上の目的を「他者との協調性、自己理解力、的確な判断力を培い、自主・自立の人材」及び「子どもの心身の健やかな成長・発達について深い知識と高い技能を有し、子どもの成長・発達と健康の増進維持を支援する実践的力量をもった人材の養成」と具体的に明示されており、学校教育法及び設置基準に適合している。社会環境の変化に伴い、4学科のうち、食物栄養学科と介護福祉学科を四年制に改組している。

平成 20(2008)年に共学化し、名称を東海学院大学短期大学部と変更し、児童教育学科と福祉専攻科の 1 学科 1 専攻科を設置した。その後、学科再編を行い、平成 25(2013)年に児童教育学科を募集停止し、平成 26(2014)年度から保育士養成定員を増やした「幼児教育学科」を設置している。このような短期大学部の変遷に対応して、教育の使命・目的及び教育目標の点検を毎年実施している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的については、理事会、評議員会、また毎年 4 月に開催される教職員の親睦団体である「東林会」で、理事長でもある学長が建学の精神を踏まえ、説明を行い、理解と支持を得るようにしている。

建学の精神及び使命・目的等については、ホームページや「キャンパスガイド」「履修のてびき」などに記載し、学内外に周知している。新生には、入学式やオリエンテーション等で使命・目的、教育目的について説明し、浸透に努めている。

使命・目的及び教育目的は、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映されている。平成 23(2011)年度から 5 か年の経営改善計画を策定している。教育研究組織は、使命・目的及び教育目的等に整合した組織となっている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

入学者受入れ方針を「東海学院大学短期大学部が求める人物像」及び「幼児教育学科のアドミッションポリシー」において明示し、大学説明会、ホームページ、入学試験要項などを通して、受験関係者に周知している。

入試では、この受入れ方針に基づく試験問題を自ら作成して、多様な選考方法を工夫している。また、教職員で構成される「入学試験委員会」が中心となって入試を運営し、合否を決定して教授会に報告するなど、適切な体制のもとで入学者を選抜している。

入学定員及び収容定員に沿った学生受入れについては、定員未充足の状態であるが、入試制度を改革し、入試広報活動を強化するなど、学生確保のための努力を重ねている。

【参考意見】

○学科の収容定員充足率については、定員未充足の状態であるので、定員確保に向けて、一層の工夫・努力が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学科の教育目的に沿った教育課程編成方針を「履修のてびき」等に明示し、幼稚園教諭・保育士の養成に必要な教育課程を体系的に編成している。

「専門教育科目」では、「子ども医療」「子ども体育」「子ども音楽」「子ども心理」の 4 コースを履修モデルとして設定し、得意な分野を持つ保育者の養成を目指している。また、「教養教育科目」「自由科目」の開設を通して、幅広い知識を持つ保育者の養成に意を用い

1 東海学院大学短期大学部

ている。

キャップ制を実施するなど、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。教授方法の工夫・開発については、教務委員会と教務課の連携体制を整備し、教職員協働による検討を進めている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

クラス担任制の整備、「学習支援オフィスアワー」制の実施、わかりやすく編集された「履修のてびき」に基づくガイダンスの実施などを通して、丁寧な学修支援及び授業支援を行っている。各種委員会における教員と事務職員の協議などを通して、教職員協働による学生への支援を進めている。

中途退学者等への対応については、クラス担任と授業担当教員の連携、また保護者教育相談会の開催などを通しての家庭との連携により、きめ細かい指導を行い、成果を挙げている。

授業評価アンケートの実施、学生意見箱の設置などにより、学生の声をくみ上げ、学修支援及び授業支援体制の改善に反映させる仕組みを構築している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、卒業認定の基準を学則に明示し、厳正に適用している。各授業科目の成績評価については、その方法及び基準をシラバスに明記することにより、評価の公平性を保とうとしている。

また、GPA(Grade Point Average) 制度を導入し、授業に係る単位の実質化を図るとともに、GPA を履修指導の資料として活用することなどを通して、教育の質保証を実現しようとしている。

他短期大学における既修得単位の認定単位数については、法令に適合した上限を学則に規定している。

2-5 キャリアガイダンス

1 東海学院大学短期大学部

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

社会的・職業的自立に関する指導・支援については、キャリア・デザイン委員会とキャリアデザイン課が中心となって組織的かつ計画的に実施されている。その体制のもとで、クラス担任、科目担当教員及びキャリアデザイン課に常駐する専門教員とが連携して学生の相談に応じ、助言を行っている。また、年間を通じて、各種資格取得講座、インターンシップやボランティアの支援、就職説明会、公務員試験直前対策講座、幼稚園・保育園ガイダンス、マナー講座、教員採用試験ガイダンス、大学院進学ガイダンス等を実施しており、幼児教育学科卒業生の就職率も極めて高い。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況を点検するために、全授業科目について、前期と後期の年2回、学生による授業評価アンケートが実施されており、各学期の初めに履修者の欠席状況調査も行われている。学生による授業評価アンケートの結果及び教員によるフィードバック・コメントは公表されており、事務局及び図書館のカウンターにおいて学生が自由に閲覧できるようにしている。

また、問題を抱える学生については、クラス担任が個別の面談を実施して問題解決に向けた指導を行うとともに、毎月開催の学科会議においても、その指導結果が報告されるなど、学生の履修状況を全教員で共有し、学修指導の改善に生かすように努めている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活の安定のために学生生活委員会、学生生活課が置かれているほか、クラス担任

1 東海学院大学短期大学部

が大学生活全般にわたって学生の相談相手となって効果を上げている。メンタルケアやカウンセリングを行う学生相談室や健康管理を担当する保健センターも、学生生活の安定のために有効に機能している。学生への経済的支援のために、授業料の免除・徴収猶予の制度及び短期大学部独自の多様な奨学生制度を設けている。

学生の意見・要望をくみ上げるために、クラス担任、科目担当教員、サークル顧問、事務職員が相互に連携協力しているほか、学生会からの要望、学生生活調査の実施、個々の学生の意見をくみ上げる意見箱、図書館における購入希望受けなど、さまざまな仕組みによって、学生の意見・要望の把握に努め、それに対応する努力がなされている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

専任教員数は法令上の基準を満たしており、幼児教育学科の教育目的に応じた各専門分野の教員が配置されている。職位構成及び年齢構成については、概ねバランスがとれている。

教員の採用・昇任は、「任用規則」「教員選考基準」等によって適正に行われており、公募制が実施されている。教員の評価については、「教育職員評価実施規則」（平成 27 年 4 月 1 日施行）によって、適正に行われることとなっている。FD 活動も組織的に行われており、平成 27(2015)年度からは教員の相互授業参観も開始されている。

教養教育については「教養教育科目」を配置しており、教務委員会が内容の検討及び運営を行っている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎、図書館、体育施設その他の教育環境は、法令上の基準を満たしているだけでなく、学生サービスや学外者へのサービスのための諸施設も有しており、バリアフリー化も計画的に進められている。校舎等の耐震診断は平成 20(2008)年度に実施されている。

1 東海学院大学短期大学部

また、幼児教育学科の教育目的を達成するために必要な教室、実験室、実習室、美術室、工作室、ピアノ練習室などが確保されている。

授業を行う学生数は、授業効果が十分見込めるように適切に管理されている。

基準3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準3を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目3-1を満たしている。

【理由】

私立学校法等の各種法令に基づき、寄附行為、理事会会議規則などを定め、理事会、評議員会を適切に運営している。組織規則に基づき法人及び短期大学部の事務組織・所掌事項を規定し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。使命・目的実現のため、事業計画書に基づき教学改革や改組転換を行うなど、法人と短期大学部が一体となり継続的に努力している。

公益通報に関する規則及び研究倫理に関する規則が制定され、研究費の不正使用を防止する計画を策定し、その計画推進のため「研究費不正使用防止計画推進室」を設置している。人権・安全性のため、個人情報、ハラスメント防止、危機管理、防災管理に関する各種の規則を整備している。

教育研究活動に関する情報や計算書類等の財務情報については、ホームページで適切に公開している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目3-2を満たしている。

【理由】

1 東海学院大学短期大学部

理事会は、「学校法人神谷学園寄附行為」及び「学校法人神谷学園 理事会会議規則」において規定され、適切に運営されている。ほぼ毎月の定例の会合を行い、また、必要に応じて臨時に開催しており、使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定が行われている。

理事の選任については、寄附行為に基づき適切に行われている。また、監事は理事会への意見表明や法人監査を行うなど、その役割を果たしている。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長の意思決定を支えるため、教育研究に関する審議機関として教授会が置かれている。それを補完する組織として「役職者会議」が置かれ、各種の委員会が設置され、その役割は明確なものとなっている。

学長は「東海学院大学短期大学部 学則」において、学務を掌理し所属職員を統督する旨規定されており、「役職者会議」及び教授会の議長となっている。副学長が置かれ、その権限については、「東海学院大学短期大学部副学長に関する規程」において規定されている。このように、リーダーシップが発揮できる体制が整備されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

管理部門・教学部門それぞれに「運営協議会」「役職者会議」を設置するなど、管理部門と教学部門間又は教職員間における相互チェックやコミュニケーションの円滑化を図る工夫がなされている。

監事の選任については、寄附行為に定められており適切に選考されている。また監事の理事会への参加状況は良好であり、発言も積極的になされている。評議員会の開催については一部課題があるものの、評議員の選考に関しては寄附行為に基づいて行われており、評議員の出席状況も良好である。

理事会・評議員会・教授会などを通じ、トップがリーダーシップを発揮するとともに、

1 東海学院大学短期大学部

各種委員会・各関連部署との協議を通じ教職員の情報・意見などをくみ上げるように努めている。

【改善を要する点】

○直近の平成 26(2014)年度決算においては、理事会による承認の前に評議員会で議決しているため、私立学校法の定めのとおり手続きを行うよう改善を要する。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「学校法人神谷学園 組織規則」「学校法人神谷学園文書管理規則」などにおいて事務組織・職務分担を明確にしている。教職員の任用・配置に当たっては、「学校法人神谷学園 就業規則」「任用規則」などにおいて規定され、適切に運用されている。

大学・短期大学部の管理運営上の諸問題に対しては、毎月 1 回定期的に学長が議長となり「役職者会議」を開催し、その解決に向けた協議を行っている。

若い職員の割合が増加する中、資格取得や専門知識の習得のためのセミナー等への参加を推進するなど、SD(Staff Development)に関し積極的に取り組んでいる。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

毎年度作成している事業計画に加え、平成 23(2011)年度には「学校法人神谷学園 経営改善計画 平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度」を策定し、一層の安定的な財務基盤を確立すべく、教学・人事政策・施設整備等を含めた幅広い項目について全学的に取り組んでいる。直近 2 年間は経費支出の削減の成果もあり、帰属収支差額の黒字を確保するなど財務状況は改善傾向にある。

外部資金の獲得においても、科学研究費助成事業はじめ各種外部競争的資金の獲得に努めている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は学校法人会計基準及び「学校法人神谷学園経理規則」「学校法人神谷学園固定資産および物品管理規程」「学校法人神谷学園 資産運用管理規則」などの各種規則に基づき適正になされている。

補正予算の編成に当たってはあらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会の承認を得た上でなされている。公認会計士による会計監査及び監事による監事監査については、法令や各規則に基づき適正に実施されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「東海学院大学短期大学部 学則」第 2 条において、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うと定めている。

平成 4(1992)年に「自己点検運営委員会規約」等を制定し、「自己点検運営委員会」を組織するなど、早い段階から自主的・自律的に自己点検・評価を実施する体制を構築しており、以降毎年自己点検・評価を実施している。

平成 17(2005)年以降、自己点検・評価体制を更に強化するために組織再編を行い、現在は全学的な組織である「大学教育研究開発センター」傘下の「点検・評価委員会」が自己点検・評価を行っている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

1 東海学院大学短期大学部

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は、各関係部署において作成した各種データ・資料等の客観性の高いエビデンスに基づき実施されている。

また、報告書の作成に当たっては、「学生生活調査」「授業アンケート」といった学生の生の声や「保健活動年間報告」など具体的なデータに基づき実施されている。

自己点検・評価報告書は事務局に常備し、教職員等関係者が必要に応じて閲覧できるようにしている。平成 11(1999)年、平成 14(2002)年、平成 18(2006)年には作成した自己点検・評価報告書は大学・短期大学部の全教職員に配付する等学内での結果共有に努めている。平成 25(2013)年度よりホームページに報告書を公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

教育研究活動の改善と教育の質の向上を図るため、「点検・評価委員会」が自己点検・評価を実施し、その中で発見された改善・向上が必要な事項を「役職者会議」・教授会・各種委員会等各部門にフィードバックされている。その上で各部門において改善・対応策が検討され、実施に移されている。

その結果に関し、「役職者会議」・教授会などに報告・審議する流れとなっている。このように、全学で PDCA サイクルを回す仕組みができています。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 教育研究活動を通じた大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

【概評】

短期大学部が持つ物的・人的資源を地域社会に提供するべく、併設の四年制大学と共同して、無料公開講座を開講し、子育て支援事業「あそびの森」活動を展開し、図書館内に

1 東海学院大学短期大学部

「絵本ミュージアム」としての「東海えほんの森」を設置している点は、評価できる。

「あそびの森」活動は、月に1回（土曜日）、未就学児と保護者を保育実習室に招き、遊びのプログラムを提供する子育て支援事業であるが、その支援には、授業の一環として学生も参加する点に特色がある。毎回、約40人の学生が、準備（室内装飾、危険防止の工夫）、受付・案内、託児関係業務、遊び（造形遊び、リズム遊び等）の援助を担当する方式が採用されており、最終的には学生全員が、子どもと保護者のつながりを間近に観察できることになっている。

「東海えほんの森」は、約1,700点の絵本・紙芝居等を所蔵し、メルヘンの雰囲気漂う館内空間を整えながら、地域の乳幼児・保護者、幼稚園・保育所の子どもたちに対して、「絵本に親しむ場」「交流の場」を提供しているが、学生が「絵本の読み聞かせ」等を行う「教育実践の場」としての役割も果たしている。

「あそびの森」及び「東海えほんの森」の活動は、地域貢献活動でありつつ、学生に対する教育効果にも優れており、幼児教育学科の特性を生かした実践事例として、高く評価できる。

IV 短期大学の概況（平成27(2015)年5月1日現在）

開設年度 昭和38(1963)年度
所在地 岐阜県各務原市那加桐野町2-43

学科・専攻

学科	専攻
幼児教育学科	—

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成27(2015)年 6月末	自己点検評価書を受理
9月1日	第1回評価員会議開催
9月17日	「書面質問及び依頼事項」を短期大学へ送付
10月2日	短期大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10月26日	実地調査の実施
10月27日	第2・3回評価員会議開催
10月28日	第4回評価員会議開催
12月3日	第5回評価員会議開催
平成28(2016)年 1月12日	短期大学から「調査報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）
2月15日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見あり）

VI 提出資料一覧

- ・自己点検評価書（付：電子媒体）
- ・エビデンス集（データ編）（付：電子媒体）
- ・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人神谷学園寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	キャンパスガイド 2015	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	東海学院大学短期大学部 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 27 年度入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	履修のてびき	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 23 年度学校法人神谷学園事業計画書	
	平成 24 年度学校法人神谷学園事業計画書	
	平成 25 年度学校法人神谷学園事業計画書	
	平成 26 年度学校法人神谷学園事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 23 年度学校法人神谷学園事業報告書	
	平成 24 年度学校法人神谷学園事業報告書	
	平成 25 年度学校法人神谷学園事業報告書	
	平成 26 年度学校法人神谷学園事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスまるわかり MAP	
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人神谷学園 法人本部 諸規程綴	
	平成 27 年度東海学院大学短期大学部 規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	平成 26 年度理事会開催状況	
	平成 26 年度評議員会開催状況	
	平成 26 年度理事、評議員、監事名簿	

建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 I-3-1】	東海芸術祭に関する資料（パンフレット等）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1.	使命・目的及び教育目的の明確性	

1 東海学院大学短期大学部

【資料 1-1-1】	東海学院大学短期大学部学則 第 3 条	資料 F-3 と同じ
【資料 1-1-2】	大学ホームページ 「東海学院大学短期大学部の教育理念と学科の教育方針」	
【資料 1-1-3】	履修のてびき 1 ページ	資料 F-5 と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	東海学院大学短期大学部学則 第 3 条、5 条、1 条	資料 F-3 と同じ
【資料 1-2-2】	学校法人神谷学園寄附行為 第 3 条	資料 F-1 と同じ
【資料 1-2-3】	東海学院大学短期大学部役職者会議規程	
【資料 1-2-4】	東海学院大学短期大学部教授会規程	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	東林会規約	
【資料 1-3-2】	キャンパスガイド 2015	資料 F-2 と同じ
【資料 1-3-3】	大学ホームページ 「東海学院大学短期大学部の教育理念と学科の教育方針」	資料 1-1-2 と同じ
【資料 1-3-4】	履修のてびき 1 ページ	資料 F-5 と同じ
【資料 1-3-5】	シラバス「建学の精神」	
【資料 1-3-6】	平成 23(2011)～27(2015)年 学校法人神谷学園経営改善計画	
【資料 1-3-7】	平成 27 年度入学試験要項	資料 F-4 と同じ
【資料 1-3-8】	東海学院大学短期大学部学則 第 42 条、43 条	資料 F-3 と同じ

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	大学説明会配布資料	
【資料 2-1-2】	大学ホームページ 「東海学院大学短期大学部の教育理念と学科の教育方針」	資料 1-1-2 と同じ
【資料 2-1-3】	平成 27 年度入学試験要項	資料 F-4 と同じ
【資料 2-1-4】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学入学試験委員会規程	
【資料 2-1-5】	東海学院大学短期大学部入学試験実施委員会規程	
【資料 2-1-6】	東海学院大学短期大学部入学試験教科委員会規程	
【資料 2-1-7】	平成 27 年度入学試験要項	資料 F-4 と同じ
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	東海学院大学短期大学部学則 第 3 条、5 条、別表第 1、第 2、第 3	資料 F-3 と同じ
【資料 2-2-2】	履修のてびき 7～10 ページ、3 ページ	資料 F-5 と同じ
【資料 2-2-3】	東海学院大学・東海学院大学短期大学部シラバス作成要項	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学保健センター規程	
【資料 2-3-2】	人権委員会規程	
【資料 2-3-3】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生生活委員会規程	
【資料 2-3-4】	学生相談室に関する資料	
【資料 2-3-5】	入学前教育実施要項	
【資料 2-3-6】	学科ガイダンス日程、配布資料等	
【資料 2-3-7】	履修のてびき	資料 F-5 と同じ
【資料 2-3-8】	大学ホームページ 「オフィスアワー」	
【資料 2-3-9】	保護者教育相談会資料	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	東海学院大学短期大学部学則 第 15 条、42 条、28 条、29 条、	資料 F-3 と同じ

1 東海学院大学短期大学部

【資料 2-4-1】	30 条、31 条、50 条	資料 F-3 と同じ
【資料 2-4-2】	東海学院大学短期大学部 履修規則	
【資料 2-4-3】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター規程	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学キャリア・デザイン委員会規程	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	平成 27 年度 FD としての「学内一般公開型授業相互参観」推進 教育研究開発センター	
【資料 2-6-2】	相互授業参観 FD シート	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生生活委員会規程	資料 2-3-3 と同じ
【資料 2-7-2】	学生支援センター規則	
【資料 2-7-3】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学保健センター規程	資料 2-3-1 と同じ
【資料 2-7-4】	平成 27 年度入学試験要項	資料 F-4 と同じ
【資料 2-7-5】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学授業料免除及び徴収猶予規則	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	東海学院大学短期大学部学則 第 32 条、33 条、60 条、60 条第 2 項	資料 F-3 と同じ
【資料 2-8-2】	任用規則	
【資料 2-8-3】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教員選考基準	
【資料 2-8-4】	東海学院大学短期大学部役職者会議規程	資料 1-2-3 と同じ
【資料 2-8-5】	東海学院大学短期大学部教授会規程	資料 1-2-4 と同じ
【資料 2-8-6】	学校法人神谷学園大学教員等の雇用期間に関する規則	
【資料 2-8-7】	学校法人神谷学園大学教員等の任期に関する規程の運用に関する細則	
【資料 2-8-8】	履修のてびき 7 ページ	資料 F-5 と同じ
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	防災訓練に関する資料	
【資料 2-9-2】	体育施設に関する資料	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人神谷学園寄附行為	資料 F-1 と同じ
【資料 3-1-2】	学校法人神谷学園 理事会会議規則	
【資料 3-1-3】	学校法人神谷学園 組織規則	
【資料 3-1-4】	学校法人神谷学園運営協議会規則	
【資料 3-1-5】	東海学院大学短期大学部 学則	資料 F-3 と同じ
【資料 3-1-6】	東海学院大学短期大学部役職者会議規程	資料 1-2-3 と同じ
【資料 3-1-7】	東海学院大学短期大学部教授会規程	資料 1-2-4 と同じ
【資料 3-1-8】	平成 24 年度学校法人神谷学園事業計画書	資料 F-6 と同じ
【資料 3-1-9】	平成 25 年度学校法人神谷学園事業計画書	資料 F-6 と同じ
【資料 3-1-10】	平成 26 年度学校法人神谷学園事業計画書	資料 F-6 と同じ
【資料 3-1-11】	学校法人神谷学園 寄附行為実施規則	
【資料 3-1-12】	学校法人神谷学園 就業規則	
【資料 3-1-13】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学研究倫理委員会規	

1 東海学院大学短期大学部

【資料 3-1-13】	程	
【資料 3-1-14】	学校法人神谷学園研究費不正使用防止計画推進室設置要項	
【資料 3-1-15】	学校法人神谷学園公益通報に関する規程	
【資料 3-1-16】	学校法人神谷学園東海学院大学・同短期大学部における個人情報 の取扱いについて	
【資料 3-1-17】	学校法人神谷学園 セクシュアル・ハラスメントの防止に関する 細則	
【資料 3-1-18】	学校法人神谷学園 危機管理規則	
【資料 3-1-19】	学校法人神谷学園防災管理規則	
【資料 3-1-20-①】	大学ホームページ 「情報公開」	
【資料 3-1-20-②】	大学ホームページ 「財務情報」	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人神谷学園寄附行為 第 16 条、12 条、19 条、21 条、 22 条、23 条	資料 F-1 と同じ
3-3. 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	東海学院大学短期大学部学則 第 10 条 2 項	資料 F-3 と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人神谷学園寄附行為	資料 F-1 と同じ
【資料 3-4-2】	学校法人神谷学園 組織規則	資料 3-1-3 と同じ
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	東海学院大学短期大学部 学則	資料 F-3 と同じ
【資料 3-5-2】	東海学院大学短期大学部役職者会議規程	資料 1-2-3 と同じ
【資料 3-5-3】	学校法人神谷学園 就業規則	資料 3-1-12 と同じ
【資料 3-5-4】	任用規則	資料 2-8-2 と同じ
【資料 3-5-5】	東海学院大学学長・東海学院大学短期大学部学長任用規則	
【資料 3-5-6】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教員選考基準	資料 2-8-3 と同じ
【資料 3-5-7】	学校法人神谷学園における専門助手に関する規則	
【資料 3-5-8】	東海学院大学短期大学部教授会規程	資料 1-2-4 と同じ
【資料 3-5-9】	学校法人神谷学園 組織規則	資料 3-1-3 と同じ
【資料 3-5-10】	学校法人神谷学園文書管理規則	
【資料 3-5-11】	学校法人神谷学園文書管理細則	
【資料 3-5-12】	学校法人神谷学園 組織規則	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	平成 24 年度学校法人神谷学園度事業計画書	資料 F-6 と同じ
【資料 3-6-2】	平成 25 年度学校法人神谷学園度事業計画書	資料 F-6 と同じ
【資料 3-6-3】	平成 26 年度学校法人神谷学園度事業計画書	資料 F-6 と同じ
【資料 3-6-4】	大学ホームページ 「財務情報」	資料 3-1-20-②と同じ
【資料 3-6-5】	平成 24 年度学校法人神谷学園事業報告書	資料 F-7 と同じ
【資料 3-6-6】	平成 25 年度学校法人神谷学園事業報告書	資料 F-7 と同じ
【資料 3-6-7】	平成 26 年度学校法人神谷学園事業報告書	資料 F-7 と同じ
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人神谷学園経理規則	
【資料 3-7-2】	学校法人神谷学園固定資産および物品管理規程	
【資料 3-7-3】	学校法人神谷学園 資産運用管理規則	
【資料 3-7-4】	運用管理基準：預金	
【資料 3-7-5】	運用管理基準：有価証券等	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	

1 東海学院大学短期大学部

4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学点検・評価委員会規程	
【資料 4-1-2】	大学ホームページ 「点検・評価」	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	平成 26 年度 図書館利用状況	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学点検・評価委員会規程	資料 4-1-1 と同じ
【資料 4-3-2】	東海学院大学短期大学部役職者会議規程	資料 1-2-3 と同じ
【資料 4-3-3】	東海学院大学短期大学部教授会規程	資料 1-2-4 と同じ

基準 A. 社会連携

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	平成 24 年度「あそびの森」プログラム一覧	
【資料 A-1-2】	平成 25 年度「あそびの森」プログラム一覧	
【資料 A-1-3】	平成 26 年度「あそびの森」プログラム一覧	
【資料 A-1-4】	平成 24 年度「東海えほんの森」活動報告	
【資料 A-1-5】	平成 25 年度「東海えほんの森」活動報告	
【資料 A-1-6】	平成 26 年度「東海えほんの森」活動報告	

2 びわこ学院大学短期大学部

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、びわこ学院大学短期大学部は、日本高等教育評価機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

短期大学部の使命・目的は、「地域に貢献する人材の育成」を基本理念として、学則に具体的かつ明確に定められており、平易で簡潔に文章化し提示している。また、入学式での学長の式辞、オリエンテーション、「大学案内」「学生ハンドブック」及びホームページなどさまざまな機会・媒体を通じて、在学生、教職員、卒業生、産業界などの学内外へ周知している。

関連法令を遵守し、使命・目的を具現化するために実務教育と福祉教育を融合し、全人格的な社会人の育成を目指してコースを編成するなど個性・特色のある教育を実施している。自己点検・評価委員会やFD(Faculty Development)委員会において、短期大学を取巻く変化や学生・保護者からの要望を広く議論し、運営組織の再編や「学校法人滋賀学園中期経営計画」「3つの方針」に反映し、社会環境の変化に対応している。

「基準2. 学修と教授」について

三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）は教育目的のもとに明確に示され、入学定員の確保と収容定員の充足については最重要課題として掲げ、入試制度全体の見直しや多様な募集施策の実施により適切な学生数の維持に努めている。また、教育目的ののっとり体系的に教育課程を示しており、授業の運営改善についても全学一斉に公開授業を行うなど授業方法を工夫している。

クラスやゼミ担当教員と他の教職員との協働のもと、履修指導やキャリア教育を実施するなど学生一人ひとりを丁寧に支援している。学生生活に関するアンケート調査や意見箱の設置、「学長と学生・学友会代表の懇談会」などにより学生の意見をくみ上げ、充実した学生生活を送るにふさわしい教育研究環境を整備している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

短期大学部の管理については、学則及び関連規則に基づき運営体制を整備している。「理事会業務委任規則」には、学長が適切なリーダーシップを図れるよう具体的な職務が明示されている。学長が自身のリーダーシップのもとに「企画運営会議」を主宰し、教授会事案の事前調整や当面する運営諸課題を横断的に協議・調整するなど教学組織の規則を整備し、権限と責任を明確にして機能性を確保している。理事長、学長及び事務局長の三者による「三役会議」を定例で行い、法人と大学との意思統一の場として機能している。

4か年にわたる「学校法人滋賀学園中期経営計画」により経営の健全化に努めており、法令に基づき適正な会計処理と厳正な監査を実施している。財務状況では法人全体として

は支出超過であるが、短期大学部門では収入と支出のバランスがとれており、安定した財務基盤の確立に取り組んでいる。

「基準 4. 自己点検・評価」について

短期大学部の使命・目的を達成するために、自ら点検及び評価を行うことを学則に定めて自己点検・評価委員会を設置し、報告書を定期的に作成して全教職員に配付するとともにホームページ上で公開している。また、情報の収集は法人本部事務局総合企画部 IR(Institutional Research)室及び大学事務室総合企画部総合企画課が中心となり、各部署が収集・分析した情報や各委員会が実施したアンケートを自己点検・評価委員会で更に精査することにより公正・透明性が確保されるよう取り組んでいる。

自己点検・評価の結果から洗い出された課題は、関係部署や各委員会で検討され再評価を受けるなど PDCA サイクルを回すことに努め、短期大学部運営の向上・発展を目指している。

総じて、18 歳人口の減少とともに特に地方短期大学を取巻く環境が大変厳しい状況にあるなか、教職協働による教育プログラムの特色化や学生募集施策の改善など短期大学部改革への不断の努力が見受けられる。学科の一部改組も検討に加えた中期経営計画と財務基盤の安定化を図る財政計画で掲げた目標を速やかに達成するよう、全学をあげての継続した取組みを期待する。

なお、使命・目的に基づく短期大学部独自の取組みとして設定されている、「基準 A. 地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

短期大学部の使命・目的は、学則第 1 条の中に「生活設計に関わる広範な知識・技術を教授し、企業実務及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする」と具体的かつ明確に定められている。

また、短期大学部の使命・目的は、平易で簡潔に文章化され、学則や「学生ハンドブック」において提示している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

短期大学部の使命・目的を具現化するために、実務教育と福祉教育を融合させ、全人格的な社会人の育成を目指してライフデザイン学科に3コースを設置し、個性・特色のある教育を実施している。短期大学部の使命や教育目的は、教育基本法及び学校教育法に基づいて学則第1章総則第1条に定められており関連法令を遵守し、その理念に沿ったものとなっている。

自己点検・評価委員会やFD委員会などにおいて、短期大学を取巻くさまざまな変化や学生、保護者からの要望などを広く議論し、教学内容や大学運営に生かすよう努めている。

また、運営組織の再編や「学校法人滋賀学園中期経営計画」の策定などさまざまな取組みを行っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

建学の精神等で示された使命や目的は、短期大学開設のための調書を作成する過程や申請手続きを通じて役員や教職員の理解が深められている。在学生や教職員、卒業生、産業界等学内外へは、「大学案内」「学生ハンドブック」「広報誌」などさまざまな機会や印刷物等を通して周知に努めている。

平成26(2014)年度に策定した「学校法人滋賀学園中期経営計画」では、組織再編検討プロジェクト等の検討結果や連携する近郊の市町、高大連携校等の情報などを多面的に反映している。

また、短期大学部の三つのポリシーをもとに、教育研究及び管理運営の全学的な組織体制を整備し、学生の学修や多様な活動を支援する機関として四つの独立したセンターを併設して、学生が主体的に学究する教育環境を整えている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーを定め、「大学案内」、募集要項、ホームページにて公表し明示している。

入学者選抜は、「入学センター規程」に基づき、アドミッションポリシーに沿って、公正かつ妥当な方法で実施している。

短期大学部の入試問題は、学内の入学問題作成委員会及びチームにより自ら作成している。

少人数教育を行う教育環境の確保のため適切な学生受入れ数の維持をしているが、ここ数年入学定員の確保には至らず、収容定員に対する在籍者数の未充足が続いている。その中で、平成 25(2013)年度までの 5 コース制を平成 26(2014)年度からは 3 コース制に改め、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生の確保のために努力をしている。

【参考意見】

○コース改編や定員適正化を図るなどの努力をしているものの、ライフデザイン学科の収容定員充足率が低いので、今後、更なる努力による安定的な学生確保が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

ライフデザイン学科の教育目的を踏まえたディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを適切に設定し、シラバスの巻頭に掲載し明示している。また、カリキュラムポリシーにのっとり体系的に各コースの教育課程を編成している。

2 びわこ学院大学短期大学部

シラバスには、予習・復習の課題を明記し、教室外学習の指示をしている。キャップ制により履修登録単位数に上限を設定するなど、単位制度の実質を保つための工夫をしている。

公開授業を全学一斉に行い授業方法の工夫・開発に努めているほか、教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し運用している。FD 研修会は兼任教員を含めて同法人のびわこ学院大学と合同で実施し、各回で報告書を作成している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

各年度開始時に全学生に行う履修指導だけでなく、必要に応じて学生と保護者に対してクラスやゼミ担当教員と教務職員の協働による丁寧な履修指導を行っている。

クラスやゼミ担当教員によって中途退学者、停学者、休学者及び留年者への個別面談による対応を行い、学修支援体制を整備・運営している。

教員の教育活動を支援するために、介護福祉士養成コースでは、卒業生をアシスタントとして採用し、学修支援及び授業支援を行っている。

各教員の研究室を教室の近くに設け、学生と教員との距離が非常に近くなるよう工夫し、学修及び授業支援などの学生の意見を個別面談によってくみ上げる仕組みとしている。オフィスアワー制度を全学的に実施しているが、オフィスアワー以外にも頻繁に相談できる環境にある。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

学科の単位認定要件は「びわこ学院大学短期大学部ライフデザイン学科授業科目履修及び試験等に関する規程」において、科目履修、試験、成績評価基準等を定め、厳正に適用している。

単位認定要件や卒業認定の基準は、「学生ハンドブック」に記載するとともに、オリエンテーションなどにおいて、学生へ周知を図っている。

シラバスにおいても各科目の授業計画及び成績評価基準と方法を明示している。

教授会において適切に学位審査の手続きをしている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

「インターンシップ実習指導」や「インターンシップ実習」をキャリア科目として設け、学生の目指す専門分野に関連した職場などで職業体験を行っている。また、教養科目として「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」を開講し、生き方や働き方が構想できるような学修の機会を提供している。

キャリア教育のための支援体制として、「進路支援課」の設置とともに「進路・就職支援センター企画運営委員会」を整備し、学生情報の一元的な管理と指導の体制を整備している。

日常の相談・助言は進路支援課員が行うとともに、「学修の記録」をもとに教員との個人面談を通して進路等の相談・助言を行う指導体制が整っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

進路先の情報をもとにした就職率や職種の分析、就職先の企業アンケート結果などにより、教育目的の達成状況を点検・評価している。

進路状況調査や就職先へのアンケートの結果は、「コース会議」において検討され、次年度以降のカリキュラム作成や学修指導改善へ生かされている。

授業評価アンケートや教員相互による公開授業の点検・評価結果は、教育方法や学修指導等の改善資料としてフィードバックされている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

2 びわこ学院大学短期大学部

学生サービス、厚生補導業務を所管する学生委員会を設置し、学生生活全般に関する支援のあり方などについて協議を行っている。経済的支援としては、ファミリー優遇制度、資格取得奨励金制度、公務員奨励金制度等の奨学金制度がある。また、学友会が中心となって大学祭や各種ボランティア活動、記念事業などを実施し、認定クラブに対しては活動費を支給し、課外活動支援を行っている。生活相談室や保健室にはカウンセラーや担当者を配置し、深刻な相談や応急処置などに対応する体制を整えている。

学生生活全般に関する学生の意見・要望をくみ上げるために、学生生活に関するアンケート調査の実施、意見箱の設置、「学長と学生・学友会代表の懇談会」の開催等、多種多様な方法を実施している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

学位の種類及び分野に応じて、短期大学設置基準に定められた必要な専任教員を確保し、適切に配置している。

教員の採用及び昇任に関する資格審査等は、「びわこ学院大学短期大学部教員選考規程」「教員選考運用内規」「教員人事に関する内規」に基づき、適切に実施している。教員評価に関しても「教員評価実施要領」に基づいて行われている。

FD 研修や公開授業、授業評価アンケートなどが FD 委員会を中心に組織的な取り組みとして実施されている。

専門委員会ではないが、教養教育については「コース会議」において検討されている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

短期大学設置基準を満たす校地、運動場、校舎を整備し、図書館、体育施設などの施設設備を適切に整備し、活用している。各実習室には、それぞれの教育に必要な各種実験・実習ができる十分な設備を備え、学生の空き時間に自学自習できるなど、有効に活用して

2 びわこ学院大学短期大学部

いる。学内 LAN やコンピュータ機器などの IT 施設を適切に整備している。

図書館は 21 時まで開館し、教育や福祉の専門書を中心に蔵書を整え、地域にも開放している点や、車椅子に座ったままでの利用ができる環境を整備している点は評価できる。

実習や演習の科目については、多数の履修登録があった場合、少人数に分割して、きめ細かい指導が行えるよう配慮している。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

学校法人の経営理念として「教育基本法ならびに学校教育法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育および保育を行い、個性ゆたかな人材を育成することを目的とする」と寄附行為の中に明記しており、理事会又は教授会等の審議をもとに短期大学部の使命や目的達成に向けて、教職員が緊密に連携して協力し合いながら戦略的かつ継続的な取組みを続けている。

寄附行為、学則及び諸規則等の大学経営に係る基本的事項は、学校教育法や私立学校法など大学の設置運営に関する法令に準拠し、教育研究機関として必要とするセクシュアルハラスメントや個人情報保護、危機管理、公益通報に関する諸規則を定めている。また、教育及び財務の情報はホームページで公開され、法人の事務室に一連の調書を常備して閲覧できるようにしている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、寄附行為において「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」とあり、最高意思決定機関として明確に位置付けられている。理事、監事及び評議員の構成は適正で会議への出席率は高く、職務を的確に執行しており、戦略的に意思決定できる体制整備と機能性を確保している。

また、監事 2 人のうち 1 人は公認会計士の資格を持ち、法人の財務状況及び理事の業務監査などについて、理事長に適切な助言や意見具申を行っている。

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

「理事会業務委任規則」において、学長の具体的な職務を明示し、適切なリーダーシップが図れるよう権限と責任を明確にしている。また、専任教員で構成する教授会と下部機関として 15 の検討委員会を組織して、教学組織全てに規則を整備し、意思決定組織の機能性を確保している。

学長はリーダーシップのもとに学務を実行するため、学長、学科長、教務部長、学生部長、図書館長、学長推薦教員及び事務局長からなる「企画運営会議」を主宰し、教授会事案の事前調整や当面する運営諸課題などを横断的に協議・調整している。また、学校教育法の一部改正に伴い教授会の審議事項の見直しを含む学則の改正を行い、適正に運営している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学長が理事会の理事と評議員を兼務しており、管理部門と教学部門との連携が図られている。意思決定は法人理事長、学長及び事務局長の三者による「三役会議」が毎週 1 回定例で行われ、法人と短期大学部との意思統一の場として機能している。

監事の選任は寄附行為に基づいて行われ、理事会へは、監事 2 人のうちどちらか一方が

2 びわこ学院大学短期大学部

必ず出席し、監査報告書を作成している。また、評議員の選任は寄附行為に基づいて行われ、評議員会への出席状況も良く、適切に運営している。

理事長及び学長は、既定の会議、研修会及び日常的な面談など多様な機会を通じて教職員との意思疎通を図り、イントラネットによる専用サイトにより情報を共有して円滑な運営に努めている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

組織に関する諸規則にのっとり事務体制を構築し、専任職員を適切に配置することで、権限の分散と責任の明確化が図られ、法人の使命や目的、将来ビジョンを遂行するための業務執行体制を確保している。

また、事務局長と総務部長は企画運営会議に、関係課長は各委員会に出席するなど、事務職員が教学部門へ参画し、業務執行の管理体制は適切に機能している。

職員の資質・能力向上については、SD(Staff Development)研修会の開催、学外研修への参加の勧奨、朝礼時のモーニングスピーチの実施など、組織として積極的に取り組んでいる。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 27(2015)年度から平成 30(2018)年度までの 4 か年にわたる「学校法人滋賀学園中期経営計画」において、安定した財務基盤の構築のための数値目標を掲げて、経営の健全化に努めている。

平成 26(2014)年度の帰属収支差額は、法人全体では支出超過であるが、短期大学部単独では収入超過となっており、収入と支出のバランスのとれた安定した財務基盤となっている。

【参考意見】

- 短期大学の安定した運営を継続するために、法人全体では平成 22(2010)年度から平成 26(2014)年度の過去 5 年間のうち 4 年間で帰属収支差額が支出超過となっている点について、その解消に向けた検討が望まれる。

3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準に基づき、「学校法人滋賀学園経理規程」「学校法人滋賀学園経理規程施行細則」「学校法人滋賀学園固定資産および物品管理規程」等の諸規則を整備し、これらに基づいて会計処理を適正に実施している。

会計監査は独立監査人により、元帳及び帳票書類等の照合、手続きの確認、計算書類の照合などが定期的に行われている。また、監事は財産内容等を監査し、理事会及び評議員会で報告している。

独立監査人と監事は意見交換などを通して、監査機能の強化に取り組んでいる。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価委員会を月に 1 回開催し、「びわこ学院大学短期大学部自己点検・評価委員会規程」に基づいて、自己点検・評価業務を自主的・自律的に実施している。その際、日本高等教育評価機構が定める基準を参考にした自己点検・評価の項目別チェックリストを用いている。また、「びわこ学院大学及びびわこ学院大学短期大学部認証評価連絡会議」を設置し、認証評価にも対応している。

2 びわこ学院大学短期大学部

平成 22(2010)年度に一般財団法人短期大学基準協会にて認証評価を受けており、以降も毎年自己点検・評価に取り組んでいる。自己点検・評価報告書については、「平成 25(2013)年度自己点検・評価報告書（評価機構が定める基準に基づく自己評価）」「平成 27(2015)年度短期大学機関別認証評価自己点検評価書」が作成され、周期等も適切である。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価に当たっては、各部署が収集・分析した情報や各委員会が実施したアンケートを自己点検・評価委員会で更に分析・精査することで、エビデンスの公正・透明性を確保している。

自己点検・評価報告書は全教職員に配付するとともに、「平成 25(2013)年度自己点検・評価報告書（評価機構が定める基準に基づく自己評価）」をホームページに掲載して社会への公表が行われている。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

短期大学部運営の改善・向上を目指し、自己点検・評価委員会で挙げた課題に対して、関係部署・委員会は改善案の検討を行って実行に移し、再評価を受けて必要に応じて次年度計画に組入れることに努めている。

その上で、今後、より機能性を確保するために、法人が策定した中期経営計画の戦略的な推進に向けて策定している「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部中期目標・中期計画」を軸とした PDCA サイクルの仕組みの検討を進めている。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1 短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

A-1-① 短期大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

【概評】

地域から信頼を寄せられる短期大学部を目指し、地元の滋賀県東近江市や近隣の愛荘町との間で包括協定を締結して、商工振興やまちづくりなど多角的な協力体制をとり、地域社会との交流を積極的に図っていることは評価できる。

「外部連携研究センター」を設置して、地域への大学施設開放・活用をはじめとして、学生と地域との交流・研修を通じ、地域の理解を深めている。

短期大学部が持っている物的・人的資源の地域への提供として、介護技術講習会や介護職員初任者研修、介護スキルアップ講習、公開講座、介護補助スタッフ講習など地域住民に向けて複数のプログラムを行っている。

「ワープロ検定」や「建築 CAD 検定」をはじめ各種検定試験の公開試験場として、学生の便宜も図りつつ、一般受験生の受入れを行っている。

登録制による一般市民の図書館利用を進め、図書館を開放している。

IV 短期大学の概況（平成 27(2015)年 5 月 1 日現在）

開設年度 平成 21(2009)年度
所在地 滋賀県東近江市布施町 29

学科・専攻

学科	専攻
ライフデザイン学科	—

V 評価の経過

評価の経過一覧

年月日	実施事項
平成 27(2015)年 6 月末	自己点検評価書を受理
8 月 4 日	第 1 回評価員会議開催
8 月 24 日	「書面質問及び依頼事項」を短期大学へ送付
9 月 10 日	短期大学から「書面質問及び依頼事項」に対する回答を受理
10 月 14 日	実地調査の実施
10 月 15 日	第 2・3 回評価員会議開催
10 月 16 日	第 4 回評価員会議開催
12 月 4 日	第 5 回評価員会議開催
平成 28(2016)年 1 月 12 日	短期大学から「調査報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）
2 月 15 日	短期大学から「評価報告書案」に対する意見申立てを受理（意見なし）

2 びわこ学院大学短期大学部

VI 提出資料一覧

- ・自己点検評価書（付：電子媒体）
- ・エビデンス集（データ編）（付：電子媒体）
- ・エビデンス集（資料編）

エビデンス集（資料編）内訳

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	学校法人滋賀学園 規程集（1-1）
	学校法人滋賀学園 寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	2016 大学案内	
【資料 F-3】	短期大学学則	学校法人滋賀学園 規程集（3-11）
	平成 27（2015）年度 びわこ学院大学短期大学部 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 28（2016）年度 AO 入試、学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	2015 学生ハンドブック、2015 シラバス	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 27（2015）年度 学校法人滋賀学園 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 26（2014）年度 学校法人滋賀学園 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	【資料 F-2】、 【資料 F-5】より抜粋
	2016 大学案内（p.62,69）、2015 学生ハンドブック（pp.170-172）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人滋賀学園規程集 目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	理事、監事、評議員名簿	
	理事会・評議員会開催状況（平成 26（2014）年度）	

基準 1. 使命・目的等

コード	基準項目	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	学校法人滋賀学園規程集 （3-11 びわこ学院大学短期大学部 学則）第 1 条	【資料 F-3】より
【資料 1-1-2】	2015 学生ハンドブック（p.2）建学の精神	【資料 F-5】より
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	平成 26（2014）年度 滋賀県中部地域の人口動態と構成	
【資料 1-2-2】	介護福祉士養成コース就職内定者一覧	
【資料 1-2-3】	2015 シラバス（pp.169-175）	【資料 F-5】より
【資料 1-2-4】	ライフデザインコース就職希望 一覧	
【資料 1-2-5】	学校法人滋賀学園規程集（3-11 びわこ学院大学短期大学部 学則）	【資料 F-3】より
【資料 1-2-6】	学校法人滋賀学園規程集（3-38 びわこ学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程）	

2 びわこ学院大学短期大学部

【資料 1-2-7】	学校法人滋賀学園規程集 (3-45 びわこ学院大学短期大学部 FD 委員会規程)	
【資料 1-2-8】	平成 26 (2014) 年度 FD/SD 研修会開催状況	
【資料 1-2-9】	学校法人滋賀学園規程集 (4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程)	
【資料 1-2-10】	学校法人滋賀学園規程集 (4-14 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程)	
【資料 1-2-11】	学校法人滋賀学園規程集 (4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程)	
【資料 1-2-12】	学校法人滋賀学園規程集 (4-13 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程)	
【資料 1-2-13】	平成 26 年 4 月企画運営委員会配布資料	
【資料 1-2-14】	平成 26 年度 9 月および 12 月理事会議事録	
【資料 1-2-15】	学校法人滋賀学園「中期経営計画」	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	平成 26 (2014) 年度 理事会/評議員会 次第	
【資料 1-3-2】	2016 大学案内	【資料 F-2】より
【資料 1-3-3】	ホームページ http://www.newton.ac.jp/bgu/	
【資料 1-3-4】	平成 26 (2014) 年度 紫野 (広報誌)	
【資料 1-3-5】	平成 27 (2015) 年度 入学式での学長式辞	
【資料 1-3-6】	平成 27 (2015) 年度 新入生オリエンテーション 実施要項	
【資料 1-3-7】	2015 学生ハンドブック (p.4) 基本理念と教育目的	【資料 F-5】より
【資料 1-3-8】	2015 シラバス (p.139) 「リテラシー入門」シラバス	【資料 F-5】より
【資料 1-3-9】	2015 シラバス (p.138) 「キャリアデザイン I, II」シラバス	【資料 F-5】より
【資料 1-3-10】	平成 26 (2014) 年度 企業向けパンフレット	
【資料 1-3-11】	平成 26 (2014) 年度 紫茜 (同窓会誌)	
【資料 1-3-12】	学校法人滋賀学園「中期経営計画」	【資料 1-2-15】に同じ
【資料 1-3-13】	学校法人滋賀学園規程集 (3-14 びわこ学院大学短期大学部 教授会規程)	
【資料 1-3-14】	学校法人滋賀学園規程集 (4-8 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程)	
【資料 1-3-15】	学校法人滋賀学園規程集 (4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程)	
【資料 1-3-16】	学校法人滋賀学園規程集 (4-14 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程)	
【資料 1-3-17】	学校法人滋賀学園規程集 (4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程)	
【資料 1-3-18】	学校法人滋賀学園規程集 (4-13 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程)	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		

2 びわこ学院大学短期大学部

【資料 2-1-1】	びわこ学院大学短期大学部 学生募集要項	
【資料 2-1-2】	オープンキャンパス参加状況	
【資料 2-1-3】	高校教員対象 平成 27 年度入試説明会 実施要項	
【資料 2-1-4】	オープンキャンパス 2014 (チラシ)	
【資料 2-1-5】	平成 26 (2014) 年度 滋賀県立高等学校生徒を対象とする大学連続講座	
【資料 2-1-6】	平成 26 (2014) 年度 滋賀県高校訪問記録、高校訪問記録 (県外)	
【資料 2-1-7】	平成 26 (2014) 年度 キャンパス見学会日程表	
【資料 2-1-8】	2015 大学案内	【資料 F-2】 より
【資料 2-1-9】	ホームページ http://www.newton.ac.jp/bgu/exam/ (入試情報)	
【資料 2-1-10】	学校法人滋賀学園規程集 (4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程)	
【資料 2-1-11】	びわこ学院大学短期大学部 AO 入試事前相談報告書	
【資料 2-1-12】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学試験の組織体制図 (平成 27 年度入試)	
【資料 2-1-13】	入学前学習関連資料 (配付資料)	
【資料 2-1-14】	入学者数、定員充足率 推移 (過去 5 年)	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	2015 シラバス (p.3) ティップ・ロマン・リソー、カリキュラム・リソー	【資料 F-5】 より
【資料 2-2-2】	2015 学生ハンドブック (p.65) 科目配置表	【資料 F-5】 より
【資料 2-2-3】	2015 学生ハンドブック (p.23) CAP 制	【資料 F-5】 より
【資料 2-2-4】	平成 26 (2014) 年度 第 1 回 FD 研修会報告書	
【資料 2-2-5】	平成 26 (2014) 年度 第 2 回 FD 研修会報告書	
【資料 2-2-6】	平成 26 (2014) 年度 第 3 回 FD 研修会報告書	
【資料 2-2-7】	平成 26 (2014) 年度 公開授業参加報告書	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	平成 27 (2015) 年度 新入生オリエンテーション 実施要項	
【資料 2-3-2】	平成 27 (2015) 年度 在学生オリエンテーション 実施要項	
【資料 2-3-3】	学修の記録	
【資料 2-3-4】	2015 シラバス (pp.192-193)	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	2015 シラバス (p.3) ティップ・ロマン・リソー、カリキュラム・リソー	【資料 F-5】 より
【資料 2-4-2】	2015 学生ハンドブック (pp.154-158) びわこ学院大学教育福祉学部授業科目履修及び試験等に関する規程	【資料 F-5】 より
【資料 2-4-3】	平成 26 (2014) 年度 卒業判定資料 (教授会資料)	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	2015 シラバス (p.185) 「インターンシップ実習指導」シラバス 2015 シラバス (p.185) 「インターンシップ実習」シラバス 2015 シラバス (p.138) 「キャリアデザイン I, II」シラバス	【資料 F-5】 より
【資料 2-5-2】	2015 シラバス (pp.196-197) 「介護総合演習 I, II, III, IV」シラバス 2015 シラバス (p.198) 「介護実習 I, II, III, IV」シラバス 介護実習ハンドブック	【資料 F-5】 より
【資料 2-5-3】	2015 大学案内 (p.38,66)	【資料 F-2】 より
【資料 2-5-4】	資格取得奨励金制度に関する運用規程	

2 びわこ学院大学短期大学部

【資料 2-5-5】	学校法人滋賀学園規程集 (4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程) 2015 学生ハンドブック (pp.122-125)	【資料 F-5】より
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	2011 学生ハンドブック (pp.34-37.) 2010 年度生カリキュラム	
【資料 2-6-2】	2011 学生ハンドブック (pp.38-41.) 2011 年度生カリキュラム	
【資料 2-6-3】	2013 学生ハンドブック (pp.42-45.) 2013 年度生カリキュラム	
【資料 2-6-4】	びわこ学院大学短期大学部 中期計画	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学校法人滋賀学園規程集 (3-33 びわこ学院大学短期大学部 学生委員会規程)	
【資料 2-7-2】	学校法人滋賀学園規程集 (1-5 事務組織規程)	
【資料 2-7-3】	学校法人滋賀学園規程集 (3-35 びわこ学院大学短期大学部 人権教育推進委員会規程)	
【資料 2-7-4】	学校法人滋賀学園規程集 (3-39 びわこ学院大学短期大学部 ハラスメント防止委員会規程)	
【資料 2-7-5】	学生委員会議事録 (第 12 回)	
【資料 2-7-6】	留学生のための生活ハンドブック	
【資料 2-7-7】	びわこ学院大学借上宿舎入居のしおり	
【資料 2-7-8】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 部課外活動団体に関する規程	
【資料 2-7-9】	平成 26 (2014) 年度 紅葉賀祭パンフレット	
【資料 2-7-10】	平成 26 (2014) 年度 学友会事業報告	
【資料 2-7-11】	コース会議 議事録	
【資料 2-7-12】	2015 学生ハンドブック (p.117,119,130)	【資料 F-5】より
【資料 2-7-13】	平成 26 (2014) 年度 「学生生活に関するアンケート調査」集計結果	
【資料 2-7-14】	平成 26 (2014) 年度 学長と学生との懇談会記録	
【資料 2-7-15】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 学内禁煙推進計画	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	2015 学生ハンドブック (p.168,169) びわこ学院大学短期大学部 教員名簿	【資料 F-5】より
【資料 2-8-2】	学校法人滋賀学園規程集 (3-13 びわこ学院大学短期大学部 教員選考規程)	
【資料 2-8-3】	学校法人滋賀学園規程集 (3-2 びわこ学院大学短期大学部 就業規則) 第 3 条	
【資料 2-8-4】	平成 26 (2014) 年度 教育研究活動等の業績申告票 平成 26 (2014) 年度 教育研究活動業績に関わる教員評価結果報告書	
【資料 2-8-5】	平成 26 (2014) 年度 第 1 回 FD 研修会報告書	【資料 2-2-4】に同じ
【資料 2-8-6】	平成 26 (2014) 年度 第 2 回 FD 研修会報告書	【資料 2-2-5】に同じ
【資料 2-8-7】	平成 26 (2014) 年度 第 3 回 FD 研修会報告書	【資料 2-2-6】に同じ
【資料 2-8-8】	平成 26 (2014) 年度 授業評価アンケート報告書 (春学期、秋学期)	
【資料 2-8-9】	平成 26 (2014) 年度 公開授業参加報告書	【資料 2-2-7】に同じ
【資料 2-8-10】	2015 学生ハンドブック (p.65) 科目配置表	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	短期大学設置基準 別表第二	
【資料 2-9-2】	2015 学生ハンドブック (p.170) びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 施設配置図	【資料 F-5】より
【資料 2-9-3】	教室等の稼働状況	

2 びわこ学院大学短期大学部

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人滋賀学園規程集 (1-1 寄附行為)	【資料 F-1】に同じ
【資料 3-1-2】	2015 学生ハンドブック (p.2) 建学の精神	
【資料 3-1-3】	学校法人滋賀学園規程集 (3-1 びわこ学院大学短期大学部 組織運営規程)	
【資料 3-1-4】	学校法人滋賀学園規程集 (4-8 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程)	
【資料 3-1-5】	学校法人滋賀学園規程集 (1-2 理事会会議規則) 学校法人滋賀学園規程集 (1-3 理事会業務委任規則)	
【資料 3-1-6】	学校法人滋賀学園規程集 (3-11 びわこ学院大学短期大学部 学則)	【資料 F-3】より
【資料 3-1-7】	学校法人滋賀学園規程集 (3-2 びわこ学院大学短期大学部 就業規則)	
【資料 3-1-8】	学校法人滋賀学園規程集 (1-7 文書取扱規程)	
【資料 3-1-9】	学校法人滋賀学園規程集 (1-15 経理規程)	
【資料 3-1-10】	学校法人滋賀学園規程集 (1-17 固定資産税および物品管理規程)	
【資料 3-1-11】	省エネ対策揭示	
【資料 3-1-12】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 学内禁煙推進計画	【資料 2-7-15】に同じ
【資料 3-1-13】	人権研修会・セクハラ研修会実施要項	
【資料 3-1-14】	学校法人滋賀学園規程集 (4-19 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン)	
【資料 3-1-15】	学校法人滋賀学園規程集 (1-10 個人情報の保護に関する規程)	
【資料 3-1-16】	学校法人滋賀学園規程集 (1-23 公益通報者保護規程)	
【資料 3-1-17】	学校法人滋賀学園規程集 (4-16 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 危機管理規程)	
【資料 3-1-18】	平成 26 (2014) 年度 避難実地訓練実施要項	
【資料 3-1-19】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 緊急時連絡網	
【資料 3-1-20】	平成 27 (2015) 年度 新入生オリエンテーション 実施要項	【資料 1-3-6】に同じ
【資料 3-1-21】	危機管理基本マニュアル	
【資料 3-1-22】	2015 学生ハンドブック (p.170) 配置図	
【資料 3-1-23】	ホームページ http://www.newton.ac.jp/bgu/koukai/ (教育/財務情報)	
【資料 3-1-24】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 広報誌「紫野」	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人滋賀学園規程集 (1-1 寄附行為)	【資料 F-1】に同じ
【資料 3-2-2】	学校法人滋賀学園規程集 (1-2 理事会会議規則) 学校法人滋賀学園規程集 (1-3 理事会業務委任規則)	【資料 3-1-5】に同じ
【資料 3-2-3】	役員及び評議員名簿	【資料 F-10】に同じ
【資料 3-2-4】	平成 26 (2014) 年度 理事会/評議員会 開催及び出席状況	【資料 F-10】に同じ
【資料 3-2-5】	平成 26 (2014) 年度 理事会/評議員会 次第	【資料 F-10】に同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	学校法人滋賀学園規程集 (3-34 びわこ学院大学短期大学部 教務委員会規程)	
【資料 3-3-2】	学校法人滋賀学園規程集	

2 びわこ学院大学短期大学部

【資料 3-3-2】	(3-35 びわこ学院大学短期大学部 学生委員会規程)	
【資料 3-3-3】	学校法人滋賀学園規程集 (3-38 びわこ学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程)	
【資料 3-3-4】	学校法人滋賀学園規程集 (3-36 びわこ学院大学短期大学部 図書館委員会規程)	
【資料 3-3-5】	学校法人滋賀学園規程集 (4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程)	
【資料 3-3-6】	学校法人滋賀学園規程集 (4-14 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程)	
【資料 3-3-7】	学校法人滋賀学園規程集 (4-11 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程)	
【資料 3-3-8】	学校法人滋賀学園規程集 (4-13 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程)	
【資料 3-3-9】	学校法人滋賀学園規程集 (4-20 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 三役会議 運営要領)	
【資料 3-3-10】	学校法人滋賀学園規程集 (4-8 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程)	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人滋賀学園規程集 (4-20 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 三役会議 運営要領)	
【資料 3-4-2】	学校法人滋賀学園規程集 (4-21 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 部課長会議設置要綱)	
【資料 3-4-3】	平成 26 (2014) 年度 理事会/評議員会 開催及び出席状況	
【資料 3-4-4】	学校法人滋賀学園規程集 (1-1 寄附行為)	【資料 F-1】に同じ
【資料 3-4-5】	平成 26 (2014) 年度 理事会/評議員会 次第	【資料 F-10】に同じ
【資料 3-4-6】	学校法人滋賀学園規定集 (1-6 稟議規程)	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人滋賀学園規程集 (1-4 法人本部規程)	
【資料 3-5-2】	学校法人滋賀学園規程集 (1-5 事務組織規程)	
【資料 3-5-3】	学校法人滋賀学園規程集 (3-1 びわこ学院大学短期大学部 組織運営規程)	
【資料 3-5-4】	学校法人滋賀学園規程集 (3-32 びわこ学院大学短期大学部 教務委員会規程)	
【資料 3-5-5】	学校法人滋賀学園規程集 (3-33 びわこ学院大学短期大学部 学生委員会規程)	
【資料 3-5-6】	学校法人滋賀学園規程集 (4-9 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程)	
【資料 3-5-7】	学校法人滋賀学園規程集 (3-36 びわこ学院大学短期大学部 図書館委員会規程)	
【資料 3-5-8】	学校法人滋賀学園規程集 (4-21 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 部課長会議設置要綱)	
【資料 3-5-9】	外部研修会等参加状況	
【資料 3-5-10】	平成 26 (2014) 年度 FD/SD 研修会開催状況	【資料 1-2-8】に同じ

2 びわこ学院大学短期大学部

3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	平成 27 (2015) 年度 予算編成方針の通達	
【資料 3-6-2】	平成 27 (2015) 年度 事業計画書	【資料 F-6】に同じ
【資料 3-6-3】	学校法人滋賀学園「中期経営計画」...財務計画	【資料 1-2-15】に同じ
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人滋賀学園規程集 (1-15 経理規程)	
【資料 3-7-2】	平成 26 (2014) 年度 監事監査報告書	
【資料 3-7-3】	平成 26 (2014) 年度 理事会/評議員会 次第	【資料 F-10】より

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	学校法人滋賀学園規程集 (3-11 びわこ学院大学短期大学部 学則) 第 1 条	【資料 F-3】より
【資料 4-1-2】	平成 25 (2013) 年度 自己点検・評価報告書	
【資料 4-1-3】	自己点検・評価委員会 議事録	
【資料 4-1-4】	学校法人滋賀学園規程集 (3-11 びわこ学院大学短期大学部 学則) 第 2 条	【資料 F-3】より
【資料 4-1-5】	学校法人滋賀学園規程集 (3-14 びわこ学院大学短期大学部 教授会規程) 第 7 条	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	自己点検チェックリスト	
【資料 4-2-2】	学校法人滋賀学園規程集 (3-38 びわこ学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程)	
【資料 4-2-3】	平成 25 (2013) 年度 自己点検・評価報告書	【資料 4-1-2】に同じ
【資料 4-2-4】	ホームページ http://www.newton.ac.jp/bgu/koukai/ (情報公開)	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	学校法人滋賀学園規程集 (3-38 びわこ学院大学短期大学部 自己点検・評価委員会規程)	
【資料 4-3-2】	学校法人滋賀学園「中期経営計画」	【資料 1-2-15】に同じ

基準 A. 地域貢献

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 地域貢献		
【資料 A-1-1】	学校法人滋賀学園規程集 (4-2 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 図書館規程)	
【資料 A-1-2】	ホームページ http://www.newton.ac.jp/bgu/kaigo_kosyu/ (介護技術講習会)	
【資料 A-1-3】	介護職員初任者研修プログラム	
【資料 A-1-4】	公開講座 (チラシ)	
【資料 A-1-5】	各検定実施要領 (実施団体のもの)	
【資料 A-1-6】	学校法人滋賀学園規程集 (4-13 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程)	

平成 27 年度 短期大学機関別認証評価

評価結果報告書

平成 28 年 3 月

発行 公益財団法人日本高等教育評価機構

〒102-0073

東京都千代田区九段北 4-2-11

第 2 星光ビル 2 階

TEL 03-5211-5131 FAX 03-5211-5132

URL <http://www.jiheer.or.jp/>